

中国民事訴訟手続IT化に関する一考察

李, 強
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7238740>

出版情報 : 九大法学. 124, pp.123-154, 2024-09-27. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :



研究ノート

中国民事訴訟手続 IT 化に関する一考察

李 強

一	はじめに	124
二	中国民事訴訟手続 IT 化の発展	126
1.	民事訴訟手続の IT 化の利用発展	126
2.	民事訴訟手続の IT 化の法的発展	129
三	現行オンライン訴訟の合法性の根拠	130
1.	合法性根拠の問題提起	130
2.	学説の紹介	133
(1)	訴訟契約説	133
(2)	手続選択説	134
(3)	同意＝授權説	134
3.	小結	135
四	中国オンライン訴訟システム	136
1.	裁判システムへのアクセス	136
(1)	ホームページからのアクセス	136
(2)	Wechat、APP からのアクセス（移動微法院）	138
(3)	アクセスのサポート	140
(4)	オンライン申立てのサポート（1）	141
(5)	オンライン申立てのサポート（2）	142
2.	送達方法	144
3.	期日等の IT 化	146
(1)	ウェブ会議による争点整理	146
(2)	ウェブ会議における口頭弁論及び IT ツール	147
4.	非同期審理	150
5.	外国当事者の立案	151
五	おわりに	153

一 はじめに

日本は、2000年代初頭時点においては、民事裁判手続の IT 化という分野において世界の先端にあった。平成 8 年に電話会議を利用する争点整理手続制度（民訴法170条 3 項、176条 3 項）やテレビ会議システムを利用する証人尋問制度（民訴法204条、民訴規123条）を創設したほか、平成15年にテレビ会議を利用する鑑定人質問制度、平成16年に支払督促手続のオンライン化（民訴397条以下）および一般的なオンライン申立て（民訴132条の10）の制度が導入された。しかし、このような立法が進んでいる一方、2022年新たな民訴法改正が公布される前までは、オンライン申立てにかかわる最高裁判所規則が定められていたものの、実務では電話会議システム以外はまったく利用されず、裁判手続の IT 化があまり活用されない問題があると指摘された⁽¹⁾。

裁判手続 IT 化が世界中に広がっている中、日本の司法 IT 化は後進国に転落したと評価された⁽²⁾。この状況において、日本政府は、2017年に出版された“Doing Business”が日本の「裁判手続の自動化（IT 化）」に対して厳しい評価をしたことに対して、2017年に「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続き等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る⁽³⁾」という目標を掲げ、同年10月に内閣官房に「裁判手続等の IT 化検討会⁽⁴⁾」を設置し、三つの e（e 提出、e 管理、e

（1） 山本和彦「民事司法の IT 化の総論的検討」法律時報91巻第 6 号 5 頁。

（2） 山本和彦「民事裁判の IT 化」ジュリスト2020年 4 月号（No.1543）63頁。

（3） 「未来投資戦略2017」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/mirai_tousi2017_t.pdf。（URL は2024年 6 月 1 日に最終閲覧、以下同じ。）

（4） <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>。

法廷)の目標(いわゆる民事訴訟手続の全面IT化)の実現を提唱した。なお、三つのeを実現するために、内閣官房が開催した「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が、令和2年3月10日に取りまとめた「民事司法制度改革の推進について」⁽⁵⁾において、民事手続IT化の目的を「国民への情報通信技術の浸透度や技術革新による利便性の向上、更には上記のサポート態勢の充実度等の諸事情を踏まえ、国民の司法アクセスを確保することに配慮しつつ、全面オンライン化の実現を目指すこと」としている。

上記の諸事情を踏まえ、2022年5月に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(以下「令和4年法改正」という。)が公布され、民事訴訟手続のオンライン化が立法によって一部を義務付けられ、段階的に全面的な民事訴訟手続のIT化を実現することとなった。具体的には、改正法施行前の現行法下において、当事者双方がウェブ会議・電話会議により弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組みを施行するというフェーズ1(2023年3月1日施行)、当事者がウェブ会議により口頭弁論期日に参加する仕組みを施行するフェーズ2(2024年5月24日までに施行)、および同じフェーズ3に入る前に施行するウェブ会議による離婚訴訟等の和解・調停の成立(2025年5月24日までに施行)、訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化、ウェブ会議による証人尋問など、令和4年法改正全般を施行するフェーズ3、と計画が立てられている。⁽⁶⁾一方、令和4年改正法の全面施行に向けた規則についてはまだ制定されておらず、なお議論する余地がある部分も多く存在している。

これに対して、中国においては、全面的な立法化がされないままに民事訴訟手続のIT化が発展していることがあり、運用面において豊富な実務経験が蓄積されてきたと言える。⁽⁷⁾人民法院のオンラインシステムも数

(5) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/dai3/honbun.pdf>.

(6) 山本和彦『民事裁判手続のIT化』(弘文堂、2023年)25-26頁。

回アップデートされ、理論的な課題が数多く残されているものの、士業者や国民にとっては利用しやすいシステムができていると筆者自身が感じている。筆者は、中国のオンライン訴訟システムの検討を通じて、これから実施されるであろう日本民訴法におけるオンライン訴訟手続に何らかの示唆を与えることが可能であるかを検討したいと考える。

二 中国民事訴訟手続 IT 化の発展

1. 民事訴訟手続の IT 化の利用発展

中国におけるオンライン訴訟手続は、必ずしも法律が施行されてから普及したわけではなく、試行錯誤を繰り返して現在の運用状況に至った。試行錯誤の時期においては、中国民訴法において民事裁判手続 IT 化に関する法律さえなかったが、他方においてインターネットの利用が禁止されてもいなかった。

筆者が調べる限りで、中国における初めてのオンライン裁判は、2004年までに遡ることができ、広東省沢頭市龍湖区基層人民法院が、渉外的な離婚事件において電子メールを利用して審理した。その後、2005年に貴州省東南州榕江県基層人民法院は、被告が出稼ぎの関係で地元の法廷に出られないケースにおいて、QQ（通信アプリ）の即時通信機能を活用した。2015年に河南省鄭州市中級人民法院は「Wechat 法廷」を試みて、Wechat グループを通じて法廷審理を行っていた。⁽⁸⁾ 一方、オンライン訴訟に関する規定は、中国民訴法（2012年修正）87条（現行法90条）と民訴法司法解释（2015年修正）259条（2022年修正版259条）がある。これらのわずか⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

(7) 「インターネット法院による事件審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（法釈〔2018〕16号）や「人民法院オンライン訴訟規則」（法釈〔2021〕12号）などが施行されているが、最高人民法院が立法手続を経ないで制定したものであり、いずれも法律レベルのものではない。

の規定は、後述する2021年「人民法院オンライン訴訟規則（人民法院在線訴訟規則）」（法釈〔2021〕12号）（以下、「人民法院オンライン訴訟規則」という⁽¹¹⁾）が施行される前の法的根拠であった。

さらに、インターネットの普及率が高まりつつある中、インターネット上の紛争も増える一方、民事裁判のIT化を拍車したのが、杭州インターネット人民法院（2017年8月18日）、北京インターネット人民法院（2018年9月9日、広州インターネット人民法院（2018年9月28日）といっ

-
- (8) 蔡戰「在線訴訟規則研究」中華人民共和國上海海事法院ウェブサイト2021年10月18日掲載 https://shhsfy.gov.cn/hsfytyw/hsfytyw/spdy1358/dycg1505/2021/10/18/09b080ba7c721211017c91fbec49371b.html?tm=1647230821376#:~:text=%E8%87%AA%E6%AD%A4%EF%BC%8C%E4%B8%96%E7%95%8C%E5%90%84%E5%9B%BD%E7%BA%B7%E7%BA%B7,%E8%BF%90%E7%94%A8%E4%BA%92%E8%81%94%E7%BD%91%E6%8A%80%E6%9C%AF%E7%9A%84%E6%A1%88%E4%BE%8B%E3%80%82)。
- (9) 人民法院は、送達を受けるべき者の同意を経て、ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の受領が確認できる方式によって、訴訟文書の送達を行うことができる。ただし、判決書、裁定書、調解書は除く。以下、民訴法の翻訳については、独立行政法人日本貿易振興機構北京事務所知的財産部『中国模倣対策マニュアル』2021年3月〈https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_202103_rev.pdf〉による。
- (10) 双方当事人は、開廷方式について人民法院に申請を提出し、人民法院が認否を決定する。双方当事人の同意を経て、映像通信技術等の方式を採用して開廷することができる。以下、民訴法解釈の翻訳については、吉村徳重＝上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017年）による。この申請は、当事者双方が申請する必要があると読み取れるが、実際には当事者一方が申請して、担当法官が適当であると判断した場合に、相手当事者に同意するかどうかを確認し、同意を得た後に、オンライン審理を決めるという流れが、筆者本人の認識する実務上のやり方である。民訴法解釈259条は「簡易手続」に位置付けられているため、オンライン訴訟の利用が可能となる事件は、原則として簡易手続が適用される事件に限定された。
- (11) 当該規則は川嶋四郎＝張君悦「中華人民共和國「人民法院オンライン訴訟規則」について——その法文と解説の翻訳の紹介等——」同志社法学73巻5号〔通巻423号〕（2021年）151頁以下に詳細に訳されている。以下同規則の条文の和訳については、特に明記しない限り、同文献を参照することになる。

た、オンライン専門人民法院の設立であった。その背景には、オンラインショッピング市場の激増がプラットフォームを巻き込む紛争の激増をも引き起こした事情があり、当時の中国最大のプラットフォーム Taobao 網の住所地である杭州の基層人民法院に過大な負担をかけていたので、杭州インターネット人民法院が設立された⁽¹²⁾。これに加えて、インターネット人民法院の設立には、民間型のオンライン紛争解決 (ODR: Online Dispute Resolution) の発展が欠かせないとも言われている⁽¹³⁾。上記のインターネット人民法院にオンライン訴訟に適用基準を与えたのが「2018年インターネット法院規定」であり、オンライン審理方式を採用し、事件の受理、送達、調解、証拠交換、弁論準備手続、口頭弁論、判決の言渡しなど訴訟手続が、原則としてオンラインで完結すると規定される (同規定1条1項)。

さらに、スマートフォンの普及などの影響を受けて、中国のオンライン訴訟がさらに進んでおり、2017年9月広東省広州市中級人民法院では、通信アプリ Wechat で起動できるミニアプリを利用して、訴訟提起、文書送達、証拠交換などオンライン訴訟の審理が試みられた。2018年1月2日、中国において初めての移動微法院 (浙江省「寧波移動微法院」というアプリケーション) が出され、同年8月14日には最高人民法院の移動微法院4.0 (全国版) が開発され、2019年3月22日に、中国移动微法院が正式に登場し、北京を含め13省 (市) に適用され、2020年1月の時点において、中国移动微法院が全国4審級人民法院に適用されるようになった。2020年2月、人民裁判員がスマートフォンを利用して、オンライン法廷

(12) 張子弦「中国の民事手続を変貌させる裁判 IT 化の動き」町村泰貴編『民事手続の中の情報 ― 情報化のジレンマに直面する手続法 ―』(民事法研究会、2021年) 26～27頁。

(13) 具体的には、当時 Taobao 網が行ったオンライン紛争解決システムが蓄積した経験は、インターネット人民法院の構築に多くの示唆を与えていたようである。張・前掲注12) 27頁以下。

に参加することができるようになり、2021年1月14日、人民法院律師サービスプラットフォームが利用されるようになった。なお、2022年までの移動微法院の利用データは以下になる。⁽¹⁴⁾

登録数	780万
受理数	1330.56万
文書送達数	2339.39万
跨域立案	13.88万

2. 民事訴訟手続のIT化の法的発展

2019年12月、全国人民代表大会常務委員会は、「司法资源配置を改善させるために民事訴訟制度改革を深化し、司法機能を引き上げ、司法公正を促進するために、電子訴訟（オンライン訴訟）を含めて簡易手続や少額訴訟など規則の作成または改善などのパイロット業務」を、最高人民法院に授権した。⁽¹⁵⁾これを踏まえて、2020年1月15日に、最高人民法院は、「民事訴訟手続繁簡分流改革試行案（民事訴訟程序繁簡分流改革試点実施辦法）」（法〔2020〕11号）を公布し、オンライン訴訟について、電子訴訟（オンライン訴訟）規則を改善する部分を定めている（21条から23条）。オンライン訴訟の効力は、原則としてオフライン裁判と同等の効力を有するとされた（同規則21条）。IT化された方式を通じた訴状および証拠資料の提出や、ビデオディスプレイによる法廷審理が可能になった（同規則22条、23条）。その後、新型コロナ問題が生じたことは、中国のオンライ

(14) 最高人民法院「中国移动微法院，讓公平正義触手可及」2022年1月13日（https://mp.weixin.qq.com/s/Z2TXkV_74wgPL_vFgEukDQ）。

(15) 全国人民代表大会常務委員会とは、中華人民共和国の最高国家権力機関である全国人民代表大会の常設機関である。全国人民代表大会閉会中に最高の国家権力を行使し、立法機能を代行する（<https://ja.wikipedia.org/wiki/全国人民代表大会常務委員会>）。

(16) 《全国人民代表大会常務委員会關於授權最高人民法院在部分地域開展民事訴訟程序繁簡分流改革試点工作的決定》（2019年12月29日施行）。

ン訴訟を全国の各審級の人民法院に適用するように後押ししたきっかけでもあった。新型コロナ問題が深刻化する中、2020年2月14日に公布され、同日に施行された「新型コロナ肺炎の蔓延防止措置期間におけるオンライン訴訟を強化及び規範化する通達（最高人民法院關於新冠肺炎疫情防控期間加強和規範在線訴訟工作的通知）」（法〔2020〕49号）が、各級人民法院に対して、オンライン訴訟の推進を要求した。さらに当時、「各級人民法院は、オンライン訴訟を推進させるために、現行法と司法解釈の規定を越えてはならないという原則のもとで、オンライン訴訟の流れや規程を整備し、簡便易行（简单便利、容易施行）のガイドラインを」作成するよう促された（同通知、三）。これを受けて、2020年2月から3月という期間中、たとえば上海市各審級の人民法院がオンラインを採用した法廷の割合は95%以上にのぼり、⁽¹⁷⁾ 弁護士などの士業者や人民法院がオンライン訴訟システムの利用方法に慣れてきたといえる状況になり、オンライン裁判手続は士業者の日常業務の一部になったと考えられる。

三 現行オンライン訴訟の合法性の根拠

1. 合法性根拠の問題提起

中国においては、民事訴訟手続の IT 化の議論が遅れ、他国のオンライン訴訟制度の紹介にとどまる議論が多かった。⁽¹⁸⁾ その一方で、筆者としては、中国オンライン訴訟手続システムの導入が進む中で、法的理論はともかく、システムの発展によって、利用者の目線から利用しやすいシステムができたと考えている。2021年8月1日（同年6月16日公布）に施行された「人民法院オンライン訴訟規則」によって、全国に亘って全般的

(17) 蔡戡・前掲註8)。なお、95%はどこからの数字なのかが明示されていないが、上海海事人民法院に掲載された文章であったため、内部資料に基づいて計算された数字と推測される。

にオンライン訴訟の適用が根拠付けられたが、オンライン訴訟適用の合法性の根拠については必ずしも明白になってはいない。

中国における裁判手続 IT 化の根拠と位置付けられる「人民法院オンライン訴訟規則」は法律でなく、最高人民法院が出した規則である。中国のオンライン訴訟については法律上の規定がないにもかかわらず、全国に施行されているが、その法的根拠はどこにあるのかという問題がなお大きいと指摘される。⁽¹⁹⁾ これまで特別手続は、民訴法もしくは特別の法律によって定められていた。⁽²⁰⁾ 最高人民法院は、訴訟手続を実際に運用する際に、訴訟手続に関する法律の施行に関する規則を作ることができるが、新たな訴訟形式を作るには、法律規定もしくは民訴法基本理論に存在しなければ、新たな訴訟形式の正当性の根拠が問われる。⁽²¹⁾ なお、現在は、オンライン訴訟の利用に際しては当事者の同意が必要であり、これが正当性の根拠とされ、その理論的な説明は、当事者が手続に対して有する処分権に求められる。⁽²²⁾

「人民法院オンライン訴訟規則」が施行される前に、オンライン訴訟手続の法的根拠とされるのが「インターネット裁判の実施における幾つか

(18) 徐昕「信息時代的民事訴訟：一個比較法的視角」司法改革評論第2輯2002年版。

Peter Gilles「德国民事訴訟程序電子化及其合法化与“E——民事訴訟法”之特殊規則」張陳果訳、民事程序研究第3輯厦門大学出版社2007年版。宋朝武「電子司法的实践運用与制度碰衝」中国政法大学学报2011年第6期。劉敏「電子時代中国民事訴訟變革」人民司法（応用）2011年第5期。周翠「電子督促程序：價值取向与制度設計」華東政法大学学报2011年第2期。周翠「德国司法的電子応用方式改革」環球法律評論2016年第1期。劉敏「電子訴訟潮流与我国民事訴訟法的应对」当代法学2016年第5期など、オンライン訴訟規則についての紹介論文があった。

(19) 張衛平「在線訴訟：制度建構及法理——以民事訴訟程序為中心的思考」当代法学2022年第3期、20頁。

(20) 例としては、「中華人民共和國海事特別手続法（中華人民共和國海事訴訟特別程序法）」2条：「中国領域における海事に関する訴訟は、海事特別手続法が優先的に適用される」。

(21) 張・前掲注19）20－21頁。

(22) 張・前掲注19）21頁。

の問題⁽²³⁾(最高人民法院關於互聯網法院審理案件若干問題的規定)」(以下、インターネット裁判所関係司法解釈)という。)であり、これは上述(二 中国民事訴訟手続 IT 化の発展)した北京、広州、杭州の人民法院が管轄する領域における特定のインターネット法院しか適用されない規定である⁽²⁴⁾。「インターネット人民法院関係司法解釈」には、当事者の同意が必要という適用条件がなく、オンラインで事件を審理することができると規定し、事件の受理、送達、調解、証拠交換、庭前準備(法廷開始前の準備段階)、口頭弁論、判決の言い渡しなどの訴訟行為は原則としてオンラインで完結されなければならないとする。この規定は、「人民法院オンライン訴訟規則」の施行によって失効したわけではなく、現時点においてもなお有効である。すなわち、特定のインターネット法院を利用する際には、当事者がオフライン審理の申し出をしない限り、オンライン審理が原則であり、オフライン審理は例外であるとされる。このインターネット人民法院関係司法解釈に対しては、オンライン訴訟の法的根拠がないことに疑問が呈され、当事者の同意がオンライン訴訟手続の法的根拠であると

(23) 言語の翻訳については、川嶋＝張(前掲注11)168頁参照。

(24) 主に、①電子商取引プラットフォームによって締結または履行されるネットショッピング契約に起因する紛争。②締結及び履行がすべてインターネットで完結したインターネットサービス契約に関する紛争。③締結及び履行がすべてインターネットで完結した金融借金契約に関する紛争、少額借金契約に関する紛争。④作品の初回の発表をインターネットにて行う場合の著作権もしくは隣接権に起因する紛争。⑤インターネットにおいて、オンライン発表または伝播する作品の著作権または隣接権を、インターネットで侵害することによって生じる紛争。⑥インターネットドメイン名の所有権所属、権利侵害及び契約に関する紛争。⑦インターネットにおいて、他人の人身権(人格権と身分権)、財産権などの民事権益を侵害することによって生じる紛争。⑧電子商取引プラットフォームを通じて購入した商品の欠陥によって他人の人身、財産権益を侵害したことによって生じた製造物責任紛争。⑨検察機関によって提起されるインターネットの公益訴訟。⑩行政機関によって行われるインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引および関連サービス管理などの行政行為に起因する行政紛争。⑪一級上の人民法院が指定管轄とする他のインターネット民事・行政事件。(同規定2条)

主張されている。⁽²⁵⁾

2. 学説の紹介

それでは、オンライン訴訟手続の適用の法的根拠が当事者の同意にあるとすれば、その理由はどこにあるのか。「当事者の同意」をいかに理解すべきなのか、訴訟契約に基づいて説明するか、（当事者が）手続選択権（を有すること）⁽²⁶⁾に基づいて説明するか、もしくはその他の理由に基づく説明するかという学説が主張された。⁽²⁷⁾

(1) 訴訟契約説

当事者の同意を、一種の訴訟契約と解し、当事者が人民法院との間に締結する訴訟手続及び訴訟方式について締結された契約であると捉える説である。この見解によれば、訴訟契約を前提として、人民法院は自ら作った規則に基づいて、自らが判断して、審判により相応しい方式で事実認定及び法律適用を利用できると考えられる。当事者にとっては、オンライン訴訟が便利性、効率性があるから、この方式に同意する傾向にある。一方、人民法院は、オンライン訴訟手続を通じて、低コストで効率よく審判価値及び目的を実現することができる。以上の理由がオンライン訴訟手続の法的根拠と捉えられる。

しかし、人民法院は、国の代表として司法裁判権を行使し、当事者間と平等な地位にあるものではない。張衛平教授は、証拠契約について当事者間の同意によって決められるが、国家的公権の処分をしてはならないと述べ、国家的公権の行使、行使方法及び行使範囲などについては、人民法院と当事者間との契約が許されるべきでないと訴訟契約説を批判している。⁽²⁸⁾

(25) 張・前掲注19) 21頁。

(26) 例えば、訴え提起の段階だけはオンライン訴訟を利用し、口頭弁論などの段階はオフライン訴訟を利用することができる。

(27) 張・前掲注19) 22頁以下。

(2) 手続選択説

当事者がオンライン訴訟かオフライン訴訟か、もしくは一部オンライン訴訟にするという選択する権利が与えられると理解する説である。この見解によれば、いずれの段階の訴訟行為をいずれの方式を利用して審理を受けるのか、当事者の自治によって決められる⁽²⁹⁾。

しかし、当事者の同意が選択権の行使と捉えられるのであれば、選択された手続自体が法的根拠を有する手続でなければならない。張衛平教授は、今までの仲裁手続、民事訴訟手続などのいずれの紛争解決も、法律があらかじめその手続内容を定めているのに対して、オンライン訴訟手続を定める法律がない限り、オンライン訴訟手続を選択する根拠がないと主張してこの説を否定する⁽³⁰⁾。

また、人民法院は当事者間がオンライン訴訟を選択したとしても、それが相応しくないと判断した場合に、オンライン訴訟手続が中断し、オフライン訴訟手続を適用することができるので、個人の選択権が国家的公権制約される。この点も個人選択権行使説の問題であろう。

(3) 同意＝授權説

オンライン訴訟手続は、民事訴訟法の基本原則及び基本制度の規制のもとにあり、民事訴訟の目的、基本原則及び基本制度に支配される。当事者の同意は、新たな訴訟方式を通じて、より紛争解決の利便性及び効率性を期待することができる一方、人民法院は、当事者の授權を受けて、その適切性を判断する。なお、当事者の同意は、民訴法の基本原則、基本制度、基本手続に抵触してはならず、人民法院はオンライン訴訟手続の適切性を判断する際に、民事訴訟法が規定する基本原則もしくは基本

(28) 張・前掲注19) 22頁。ただし、訴訟契約説がどこからどの学者によって主張されたのか、張論文には明記されていない。

(29) 張・前掲注19) 22頁。自正法「互聯網法院的審理模式与延審実質化路径」法学論壇2021年第3期、40頁。

(30) 張・前掲注19) 22頁。

制度に違反してはならず、民事訴訟の目的もしくは、民事訴訟の基本価値に反してはならない。⁽³¹⁾

確かに、当事者の同意が人民法院に対する授權であると捉えるのであれば、理論的な優越性がある。しかし、裁判官の恣意により一方的にオンライン訴訟手続を適用するかどうかが定まることになってしまう傾向がある。例えば、中国の裁判は真実発見を重視するため、争点がある事件の法廷審理については、裁判官がオフラインで行うことを好むと、筆者は感じている。

3. 小結

以上、中国オンライン訴訟手続の発展及び法的根拠を概観したが、最終的には、蓄積されたオンライン訴訟の実務経験をまとめて、「人民法院オンライン訴訟規則」が適用されるようになった。当該規則は、法律でないものの、オンライン訴訟に関する立法ができる前に実務上の問題や経験などを踏まえて作成された規則であり、中国のオンライン訴訟の実務の現状を窺うことができる。さらに、「人民法院オンライン訴訟規則」は最高人民法院が公布した規則であるものの、各高級人民法院が事前に設立したシステムを廃棄し新たなシステムを構築するまでは強制していない。このため、従前のシステムをもとに修正される例が多く、各高級人民法院管轄下のシステムが必ずしも統一していない。そして、深圳市中級人民法院のように、中級人民法院レベルであるが、自らのシステムを作るという現象も生じている。

日本においては、特段のパイロットプログラム等が行われないうまま、当事者の手続保障や公開主義などの原則のもと、全国で統一的に、民事訴訟手続のIT化をいかにして実現することができるかなどの課題について議論されている。これに対して、中国においては、すでに規則が施行

(31) 張・前掲注19) 23頁。

される前にパイロット版として試行錯誤が行われ、その結果として、オンライン訴訟システムについて、運営の面から経験を蓄積してきた。当初から統一の法的根拠がなかったこともあり、各高級人民法院が各自のシステムを講じている。「人民法院オンライン訴訟規則」が施行されてから、各高級人民法院は各自のオンライン施行規則の修正を行ったり、システムを更新したりしたが、高級人民法院ごとに操作方法について多少差があるため、それを利用する前に一々確認する必要がある。本稿は、主に上海高級人民法院のオンライン訴訟システムを紹介することにする。⁽³²⁾

四 中国オンライン訴訟システム

1. 裁判システムへのアクセス

(1) ホームページからのアクセス

さしあたり、高級人民法院ホームページを例にして、掲載されている機能を紹介する。訴訟代理人または当事者は、各地の高級人民法院のホームページやオンライン訴訟サービス網からアクセスすることになる。主に、裁判官との連絡、事件尋問、意見アドバイス、オンライン立案（訴えの提起）、オンライン処理、オンライン補助などの訴訟サービスを利用することができる。例として、以下の「上海法院訴訟服務網」⁽³³⁾をあげる（図1）。上海高級人民法院の場合は、「上海法院訴訟ワンストップサービス」というコーナーがある。上海法院訴訟服務網には、それぞれ「弁護士欄」⁽³⁴⁾、「法律服務工作者」⁽³⁵⁾、「当事者」、「一般民衆」の選択肢があり、ツールには共通の部分があるが、身分によって利用できる機能が変わってくる。

(32) 中国における高級人民法院はあわせて32個ある。本稿は上海以外の高級人民法院のオンライン訴訟システムの詳細は割愛するが、必要に応じて紹介する。

(33) www.hshfy.sh.cn。

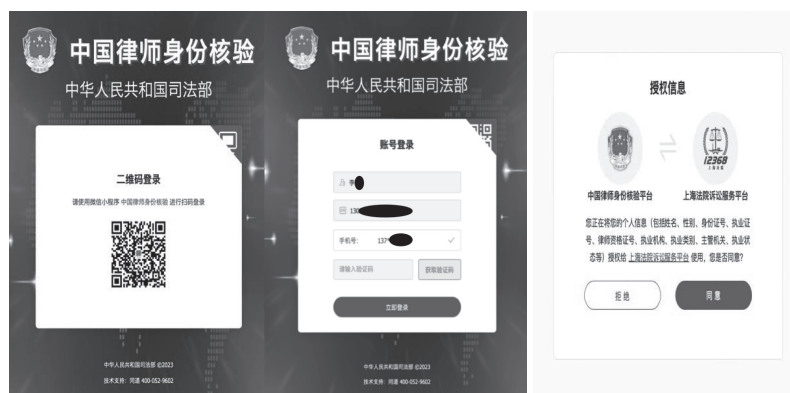


(図1)

なお、上海高级人民法院のホームページから弁護士という身分でアクセスする際には、弁護士身分を検証されることになる（図2）。ホームページからアクセスする際の検証方法は、WechatでQRコードをスキャ

- (34) それぞれの機能は以下になる。オンライン予約、多元紛争解決、個別事件調査（代理事件の一覧）、代理関係確認の申立て、オンライン立案、再審の申立て、訴訟費用の納付（確認）、勝訴後の費用返還、裁判官との連絡、オンライン閲覧、オンライン調解、文書送達、口頭弁論期日の延期、代理意見の提出、書類の提出、訴訟保全、証拠調査収集、立証期間延長（口頭弁論延長）、（裁判官）回避の申立て、訴え取り下げの申立て、証拠交換及び確認、関連事件のAI プッシュ通知（代理事件）、訴訟費用計算、法律法規、事件に基づいて法律を説明する、文書様式、廉潔政治監督、訴訟案内、法律適用不統一の報告、意見アドバイス、オンライン陳情、判決後の疑問解答、オンライン申訴、陳情（再審、抗訴）、司法ブロックチェーンデータの検証、国際商事ワンストップ。
- (35) 法律服務工作者は、広義では裁判官、検察官、警察、弁護士を含むが、ここでは、国家司法試験に合格していないものの、法律知識を有し、訴訟代理人の業務を担当することができる者を意味する。法律服務工作者は業務内容が広く、刑事事件を除いて、法律事務所の仕事のほとんどを扱うことが可能である。（<https://baike.baidu.com/item/法律服務工作者/11059886>）

ンしてアクセスする方法と、氏名及び中国身分証明番号を入力する方法がある。Wechat のスキャン機能を利用する場合においては、事前に自己の Wechat アカウントに個人身分証明書や弁護士資格などの登録を済ませることが前提とされ、本人確認のため顔認証も要求される⁽³⁷⁾。これに対して、氏名及び身分証明書番号を入力する方法によって登録する際には、事前に弁護士協会に登録した個人の電話に確認番号が送られ（SMS メッセージ）、これによって本人操作の確認となる。その後、個人情報の利用確認画面が出て、氏名や弁護士資格番号などの個人情報を上海法院訴訟服务平台に利用されることへの同意が求められる。いずれの登録方法にしても多重認証が要求されており、セキュリティのために必要であろう。



(図2)

(2) Wechat、APP からのアクセス（移動微法院）

続いて、上海高級人民法院を例として、ホームページからのアクセス

- (36) 事前に Wechat ミニアプリを通じて人民法院に登録する必要があり、Wechat と繋がっていることが前提である。
- (37) Wechat という通信アプリが、いかなる方法を利用してセキュリティを確保しているのかは不明である。

方法以外のアクセスルートを紹介する。Wechat 上の SNS「上海法院 12368」という Wechat 公開アカウントを自己の Wechat アカウントに登録するか、または「上海法院12368」という APP をダウンロードすることによって、人民法院についての情報またはオンライン訴訟サービスを利用することができる。これによって、現時点では裁判官との連絡、訴訟資料のアップロードや事件情報の照会、さらに口頭弁論期日の出頭など、すべてのオンライン訴訟手続をスマートフォンで完結できることになっている。

各審級の各人民法院ごとにそれぞれ入り口が設定されているが、コア機能、プロセス、データフォーマットなどから見ると、統一的な仕様となっている。中国の移動微法院標準版は、Wechat という通信アプリに内蔵され、他のミニアプリと並行している点に、特に注目されたい。調解手続、訴訟提出（訴状のアップロードなどを含める）、スマートフォン閲覧、遠隔法廷、執行手続、メッセージセンター、補助ツールなどの機能を完全に備え、当事者に分け隔てなく包括的なサービスを提供している。

上述したように、中国移動微法院への登録は、Wechat という通信アプリに内蔵されるミニアプリからアクセスすることができる（図3）。Wechat 検索欄に「移動微法院」をキーワードとして検索してみると最高人民法院をはじめ各高級人民法院の入り口が表示され、具体的な省、直轄市や自治区の名前を移動微法院の名前に入れておくと、直接特定することができる。なお、最高人民法院の移動微法院を開くと、各高級人民法院へのアクセスもできるし、特定の人民法院からその他人民法院への移動もできる。当然、原則としては、いつでもどこでもアクセスできるようになっている。

ただし、ここで注意する必要がある点として、例えば、広東省の高級人民法院は最高人民法院からのアクセスの入り口を設定されているが、それを利用しても訴状提出機能が利用できないこともある。なぜなら、広東省は自らの Wechat ミニアプリを使っているため、例えば最高人民

法院の入り口を経由して広東省高級人民法院の管轄下の人民法院に訴状提出した場合に、提出済みと表示されるにも関わらず、実際に当該人民法院に届いていないこともありうるためである。後述するように ((5) オンライン申立てのサポート (2))、訴状が1日を超えて受領されていないことを発見した場合、士業者は直接裁判官に電話して、訴状を受け取るよう伝える必要がある。



(図3)

(3) アクセスのサポート

弁護士などの士業者は、代理人として頻繁にオンライン訴訟手続を利用するため、詳細な利用説明がなくても問題がないようである。しかし、オンライン訴訟を利用したことのない当事者や参加者（または、弁護士になったばかりの者）が訴えられると、どこからオンライン訴訟手続にアクセスするか知らないのが多数であろう。その一方、検索エンジンにオンライン訴訟へのアクセス方法を検索すると、インターネット利用詐欺の罠に落ちるとい問題も存在する。そこで本人サポートの面及びセキュリティの面から、被告に送達する訴状には、Wechat からのアクセス方法

(38) その理由につき、現時点において筆者には明らかになっていない。

やAPPのダウンロード方法が、手順の形で詳細に記載されている。そして、当該記載の末尾に、WechatからのアクセスQRコードを添付され、アンドロイド携帯やアップル携帯のアプリのダウンロードQRコードも⁽³⁹⁾ついている（図4）。これによって、スマートフォンさえ持っていれば、オンライン訴訟手続を利用できるといえよう。



（図4）

（4）オンライン申立てのサポート（1）

日本においては、オンライン申立ての義務化について中間試案段階から激しく議論され、①すべての利用者にオンラインの申立てを義務付ける案（甲案）、②訴訟代理人としての弁護士などのみにオンラインの申立てを義務付ける（乙案）、③義務付けない丙案があった⁽⁴⁰⁾。最終的には、乙案がとられるに至ったが、訴訟代理人の中にも障害を持つ者や経済的な問題を抱える者、高齢者など、ITによるオンライン申立てに支障がある者を考慮する必要があると、弁護士側から強く主張されていた⁽⁴¹⁾。これに対して、士業者団体からサポートを考えるべきであるという反論もある⁽⁴²⁾。確かに、オンライン申立ての義務化を実現できなければ、全面的な民事

(39) システム送達にも関係が深いのが、ここで本人サポートの面について紹介する。

(40) 山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点——法制審中間試案の争点』（有斐閣、2021年）198頁。

(41) 山本編・前掲註40）167頁（日下部真治発言）。

(42) 山本編・前掲註40）168頁（垣内秀介発言）。

裁判手続 IT 化の実現はなお遠い。一方、消滅時効の完成が迫るケースなど、極端な場合においては、もしも代理人が IT 利用に不慣れな者であるために書面によって申立てを行っても、申立て等が方式に反することを理由で受理されない（却下される）ことになる結果、代理される当事者が裁判所による不受理という結果を甘受することになるおそれがある。

中国オンライン訴訟手続においては、オンライン手続の利用に当事者の同意を要するとされている段階にあるが（「人民法院オンライン訴訟規則」4条）、オンライン申立ての効率を向上させるために、立案庭にオンライン申立てのためのパソコンが置いてある人民法院がある。たとえば、訴訟代理人であれ、当事者本人であれ、書面をもって申立てをしようとする際に、事件の複雑などを考慮して、人民法院からパソコンでのオンライン申立てを求められる場合がある。両国の制度もしくは法律基礎が違うが、日本の裁判所にパソコンをおいて、IT 利用に不慣れな訴訟代理人が書面を持参して申立てをする際に、士業者団体か裁判所の人員かが指導すればよいと思われ（いわゆるサポートセンターを設置すること）、将来に甲案が施行される際にも本人サポートとして利用し続けるべきであろう。

（5）オンライン申立てのサポート（2）

一方、他人からサポートすることとは別に、よりわかりやすいシステムを提供することもさらに重要と思われる。筆者は、中国のオンライン訴訟手続における操作がわかりやすくてできていると感じているため、以下を紹介する。

上海高級人民法院オンラインシステムは、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参・郵送等する取り扱いの代わりに、24時間365日利用可能な電子情報によるオンライン提出を実現した。オンライン訴訟手続システムを実際に利用して訴えを提起しようとする際には、オンライン立案という項目をクリックして立案画面に入る。実際に操作した経験がなくても、指示に従えば穴埋めだけで立案に必要な資料をアップロードすること

2. 送達方法

中国においてシステム送達も行われているが、原則としては、訴状などを紙媒体で被告宛に郵送することになる。紙媒体だけでなく、携帯番号などを事前に人民法院に登録している場合には、ダウンロードできるショートメッセージ (SMS で URL 付きの内容) も送られる。郵送される書類には、訴状副本や証拠副本、期日呼出状などが含まれる。期日呼出状には、口頭弁論期日や法廷番号などが記入されるほか、下の部分に「注意事項」にオンライン処理方法が書かれている。注意事項には、期日に出頭しなければならないと書かれているほか、上海人民法院の場合を例として挙げると、上海市高级人民法院のホームページ (www.hshfy.sh.cn)、上海市一网通弁もしくは隨身弁というアプリ、又は Wechat ミニアプリ (人民法院在線服務上海 (人民法院オンラインサービス上海))、Wechat 公開アカウント (上海法院12368)、そして12368電話番号またはショートメッセージで人民法院の裁判官に連絡ができることなどが書かれている。その際に、事件情報について問い合わせ用のパスワードがその部分に書かれている。すなわち、最初の紙媒体で被告宛に通知するとともに、オンライン訴訟手続の利用方法を詳細に記載することが、当事者にとってオンライン訴訟手続に対する不安感を和らげることができると、筆者は感じている。上海の一部の実務では、被告が応訴する際に、弁護士代理人

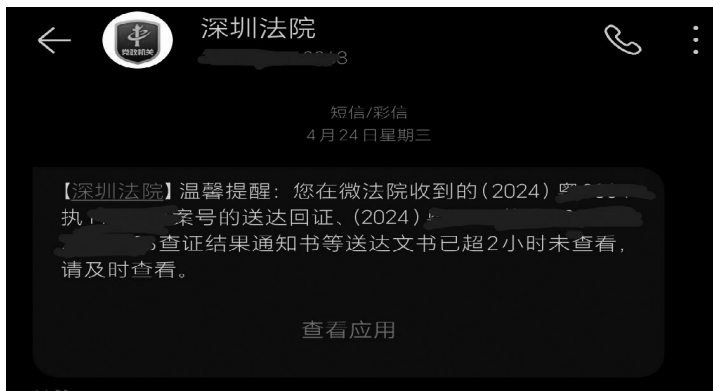
(43) 手続の問題だけでなく、実体法の問題も含まれる。なお、ここは文字入力機能のほか、音声識別機能も付けられ、文字入力に支障がある者でも利用できる。

(44) いたずらの質問などを防止する趣旨と思われるが、当事者に無料の質問機会は一アカウントに5回までとなっている。

(45) ただし、Wechat もしくは Alipay を利用する際に、紐づける銀行口座からのみ許され、Wechat もしくは Alipay に保存されているお金を利用できない。

(46) 12368は電話番号でもあり、各地域の個別番号を入れると、当該地域の人民法院に繋がる。この電話番号に電話すると、音声案内に従って、担当裁判官もしくは書記官または裁判官補佐に繋がる。繋がらない場合は、留守番で録音ができるほか、自動音声の案内で人民法院の場所や利用案内などでもできる。

が連絡方法（電話番号、そしてその電話番号に紐付けられた Wechat やオンラインシステムに登録すれば、その人民法院から通知を受けることができる）を人民法院に提出すると、その後は口頭弁論期日通知書などについては原則として電子送達がされることになる。口頭弁論期日の指定及び関連資料の閲覧についての期日呼出状の送達は、書面を用いる従来の送達があまりされておらず、人民法院から（裁判官補佐）電話をかけられて期日を決めた後に、登録した電話番号に期日呼出状を送達する旨の確認が行われてから、送達されることが多い（関連条文は「人民法院オンライン訴訟規則」32条であるが、電話を用いた確認を、実務上多く経験した。）。これに對して、判決書は原則として、人民法院に事前登録された当事者及び代理人両方に電子送達され、弁護士代理人には従来の書面送達もされる⁽⁴⁷⁾。電子送達の効力発生は、当該情報が受送達者の電子アドレスに属するシステムに到着したときに、送達済みとみなされる（「人民法院オンライン訴訟規則」31条1項）。なお、一般書類の電子送達（人民法院によって異なる）を長期間（深圳法院は2時間）に閲覧しない場合、追加ショートメッセージを送る人民法院もある（図6）。



(図6)

一方、日本においては、システム送達を含め、電子的送達について中間試案の段階から議論され、従来の送達方法を残しながら、電子的送達に同意している者にのみこれを行うことにされたが、IT 化のメリットを十分に活用できない点から、さらに電子的送達の対象の拡大を試みる必要があると論じられている。⁽⁴⁸⁾ 当事者の手続保障機能から送達の重要性を考えると、筆者は完全なシステム送達もしくは電子メールと SMS による多重の通知により対応できると有益であると考ええる。

3. 期日等の IT 化

(1) ウェブ会議による争点整理

中国民法には日本民法のような争点整理手続（準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続）が存在しないが、ウェブ会議を通じて争点整理を行うことが可能である。しかし、口頭弁論期日段階ではじめて争点整理手続を行うと、訴訟が遅延しがちになるため、法律上の規定がないが、実務上は「書面による準備手続」に類似する慣習がある。具体的には、人民法院は、被告となる当事者に送達する際に、訴状などの資料以外に「立証通知書」という題目の通知書も同封する。この通知書には「相手当事者と協議して確定した立証⁽⁴⁹⁾期間を本院に申し立てることができる」という旨が書かれ、当事者間の合意で主張・立証の期間を定めることができるとされている。一方、その申立てが認められなかった場合や当事者間で合意に達しなかった場合等は、15日に以内に証拠を提出

(47) なぜ弁護士代理人に書面送達をするかという点、人民法院に「送達確認書」という資料を提出する必要があるためであり、送達確認書には事務所の住所を書くのが一般である。なお、現在は、人民法院によって異なるが、裁判所から書面の判決書が必要かどうかを確認されることもしばしばある。書面が必要なしと回答すると、電子版判決だけ送達される。

(48) 山本編・前掲注40) 37頁以下（佐瀬裕史担当）。

(49) 原語が“举证”であり、直訳すると“立証”になるが、ここで主張も含まれると考えられる。

しなければならないとされている。然るに、口頭弁論期日は、一般的には2、3ヶ月後に指定され、15日という期間を制限する理由は、口頭弁論期日までに両当事者がお互いの主張・立証を交わしながら、争点を絞っていくことにありと考えられる⁽⁵⁰⁾。なお、このような作業により、当事者に資料や証拠を提出させ、当事者が提出する際にオンライン手続を利用することが、e提出につながることになる。その提出方法及び送達方法については、四1（4）（5）オンライン訴訟申立てのサポートを参照されたい。

（2）ウェブ会議における口頭弁論及びITツール

① アクセス方法

中国において口頭弁論期日がオンラインを通じて行われる際に、まず注目すべき点は、オンライン法廷の利用が、一般利用される会議アプリではなく、人民法院が独自に開発した訴訟プラットフォームである点である。さらに、アクセスは、人民法院のアプリや Wechat または一般生活によく利用されるアプリからアクセスすることが可能になっている。なお、当事者はアクセスする際に、多重認証が行われ、訴訟プラットフォームに登録する認証と、具体的法廷に入る際にさらに顔認証が行われる。本人であることの確認が非常に重要であるため、このように顔認証が実施されている。

なお、オンライン方式による証人の参加については、その他の訴訟参加人の干渉を受けさせないために、人民法院はオンライン出廷の場所を指定し、またはオンライン証言室を設置するなどの方式で確保しなければならない（「人民法院オンライン訴訟規則」26条1項前半）。これに対して、当事者（いずれか）が証人のオンライン出廷に異議を申し立て、かつ合理的理由がある場合、または人民法院が必要であると判断した場合は、証人のオフライン参加を要求しなければならない（同項後半）。また、鑑定

(50) この点を論じる文献等は現時点において見出せていないが、実務上の通知書から読み取れた。

(51) チャットリンクを別に設置するなどが想定される。

人の場合は証人の規定を準用する (同条2項)。

② 法廷様子及び IT ツール

中国において、オンライン審判は強制的なものではないが、インターネット中継制度⁽⁵²⁾が2016年7月から試行されたことを契機に、すべての人民法院にオンライン審判の設備が整えられたと考えられる。なお、オンライン訴訟手続の法廷の様子は、図7を参照されたい。⁽⁵³⁾



(図7)

(52) すべての事件をインターネット上に中継するわけでないが、2023年11月30日の時点において、接続していない人民法院はない (中国庭审公開網に公開されている。https://tingshen.court.gov.cn/dataOpen) 各高級人民法院によって中継率が変わってくるが、例えば、北京は776640回、上海は102276回、広東は2129873回、江蘇は3164051回)。法的根拠は「最高人民法院关于人民法院直播录播庭审活动的规定」にあり、人民法院は、公開審理の事件として、注目度が高い事件、社会影響

法廷画面に登録すると、同画面では右にツール欄がある。ツールには、静音、査証、切替、立証、インフォメーションという機能がある。静音の機能は文字通りであるが、静音になっているかどうかを分かりやすくするために、静音状態にした場合はそのボタンが赤になる。査証をクリックすると、人民法院に表示されている証拠の画面が出てくる。そして、立証ボタンをクリックすると、今まで提出された証拠リストが表示され、下にさらにリフレッシュボタンとアップロードボタンがあり、口頭弁論期日において新たな証拠を提出する際に利用される。⁽⁵⁴⁾ インフォメーションボタンは、当事者情報、事件番号や法廷時間などの法廷情報が出てくる。

中国のオンライン訴訟手続は利用しやすいと思われる一方、無断撮影や録画などは人民法院の規則違反することになるので、禁止されている（「人民法院オンライン訴訟規則」25条、中華人民共和国人民法院法廷規則17条）。これらに違反する場合には、人民法院は訴訟妨害としてこれを処理することができる（「人民法院オンライン訴訟規則」28条）。なお、法廷規則に違反した者に対して、人民法院は、訓戒、法廷からの退出、または過料、拘留に処することができる（中国民訴法113条）。

新型コロナの終息以降、オンライン法廷の利用が急激に下がったという実情が存在する。この背景には、中国民事裁判に求められる事実発見に理由があると考えている。実務上は、オフライン手続の方が、証拠調べや当事者の表情の確認などの理由でより有利であると裁判官が考える傾向にあり、争点がある事件の法廷審理はオフラインとされることが多

が比較的大きな事件や、法制宣传教育の意義がある事件を法廷（インターネットで）中継、録画することができる（同規定2条）。なお、同規定によると、中継にするかどうかは人民法院が裁量権を有するとされる。（2024年6月2日確認）。

(53) 図7の写真引用はTMI総合法律事務所「裁判のIT化に関する法制度の報告書」(<https://www.moj.go.jp/content/001371427.pdf>) 10頁。

(54) 写真、ビデオやPDF方式などの証拠を提出することができる。

いようである。一方、法廷審理以外の作業はほとんどオンライン訴訟システムを通じて行われる。さらに、あまり争点がない事件や簡単な事情確認などには活発にオンライン訴訟手続が利用され、一般手続と下記のような特別の手続（非同期審理）がよく利用されている。

4. 非同期審理

争点がない事件において、いかにして効率的に審理を進めるのかにつき、中国のオンライン訴訟手続における「非同期審理」という特別制度を紹介しなければならない。オンライン訴訟手続と言え、法廷に出頭する煩を避けることができるとイメージすることが多いが、「非同期審理」はさらに、時間的に同期でなくてもいいという制度と捉えられる。ある学者は、当該制度は口頭弁論手続に反するので、争点整理手続に位置すべきであると論じるが、口頭弁論手続（尋問及び法廷審理など）も当該制度に含まれるから、口頭弁論手続であると捉えるべきであろう。しかし、実務上は評価されている部分もあるが、当該制度は口頭弁論手続の基本原則に反する部分が多く、現時点においてはこの制度を合理的に説明する理論がない。本稿はさしあたり、当該制度を紹介することにする。

非同期審理については、「各当事者の同意を経て、人民法院は、当事者に対し、一定の期間内に各自が訴訟プラットフォームにログインし、非同期の方法で、調解、証拠交換、取調べ、尋問及び法廷審理等の訴訟活動を行うことができる。」と定義されている（「人民法院オンライン訴訟規則」20条1項⁽⁵⁵⁾）。非同期審理の利用要件は、厳しく限られ、具体的には、「少額訴訟手続または民事、行政簡易手続に適用する事件」であり、「①各当事者が同時に法廷審理に参加するのが明確に困難な場合、②一方当

(55) 肖建国＝丁金鈺「論我国在線“斯图加特模式的構建－以互聯網法院異步審理模式為對象的研究」法学論壇2020年第15期、96頁以下。

(56) 川嶋＝張・前掲19) 160－161頁。

事者が申請書類を提出し、各当事者全員がこれに同意する場合、③事件がオンラインによる証拠の交換もしくは証拠調べ及び証人尋問を経ており、各当事者が事件の主な事実及び証拠について異議がない場合」であることを要する（同条2項⁽⁵⁷⁾）。上記の要件を満たす場合は、人民法院または当事者は、指定された期限以内に裁判手続の段階ごとに、それぞれ法廷参加（オンライン）をビデオ映像に撮影し、訴訟プラットフォームにアップロードするという形で裁判手続が実施される。

非同期審理が実務上評価される理由はいくつがあるが、主に利便性や効率性などが挙げられる。例えば、筆者が知る限りでは、以下の場合によく利用されるようである。両当事者が証拠に異議なく、口頭弁論期日を指定しても、人民法院が当事者に、訴状もしくは答弁状通りの陳述、補充証拠の有無、相手が提出した証拠に対する異議の有無などの確認手続を済ませるだけの場合（特に金銭消費貸借事件）等において、当事者出廷時間要求の負担なく訴訟手続を推進させることは、人民法院側も当事者もしくは弁護士にとっても便宜であろう。

5. 外国当事者の立案

日本における民事裁判手続IT化の検討においては、外国居住者に対するシステム送達の問題⁽⁵⁸⁾、海外からのアクセスの問題などが議論されている⁽⁵⁹⁾。国家主権やセキュリティの立場からは反対する意見も寄せられているが、当事者利用の利便性の立場から、理論的な困難を克服できれば、将来はオンライン越境裁判手続が制定されることも期待できるだろう。

一方、中国最高人民法院は、中外当事者（外国当事者）にも同等の利便・効率的な立案サービス享受させるために、「中華人民共和國民事訴訟法」「最高人民法院人民法院登記立案に関する若干問題の規定」などに

(57) 川嶋＝張・前掲19) 161頁。

(58) 山本・前掲注40) 43頁以下（佐瀬裕史担当）。

(59) 山本・前掲注40) 115頁（湯浅壘道担当）。

基づき、人民法院の実務を鑑みて、「最高人民法院越境訴訟当事者にオンライン立案サービスを提供することに関する若干規定（最高人民法院関于為跨境訴訟当事人提供網上立案服務的若干規定）」（2021年2月3日から施行され、以下「越境オンライン立案規定」という。⁽⁶⁰⁾）を制定した（同規定1条）。ここでの「中外当事者」については、「中」は字義通りに中国国内（大陸）を意味し、「外」の意味は中国国内でないという意味で理解されるべきであるが、中国国内でない場所に所在する中国人だけでなく、外国の自然人、外国法によって設立された法人のほか、香港、マカオ、台湾地域の自然人もしくは法人のことを意味する（以下、「外国当事者」という。）（同条2項）。適用範囲は、第一審の民事・商事事件に限定されている（同規定2条）。なお、国家主権の問題も考慮され、国家主権、国家統一を害したり、国家利害を損害したりするなどの内容が立案資料に包含される場合、人民法院は立案を拒否することができる（同規定10条）。

外国当事者は、中国国内の弁護士に委任する際に、（両国間に外交関係が建てられている場合）所在地の公証役場による公証や領事館による認証を経なければ、弁護士に対する委任手続が不適法とされる。⁽⁶¹⁾ 一方、外国当事者は、訴訟を提起する人民法院に身分検証を行い、裁判官と弁護士との三者間ウェブ会議において当事者からの委任意思を表示すれば、当該委任が適法な委任となり、公証役場による公証や領事館による認証の煩を避けることができるメリットがある（同規定6条）。⁽⁶²⁾

しかし、「越境オンライン立案規定」はe提出のみ定めており、その後、当事者がe法廷に参加することができるかどうかはなお不明である。e法廷のリンクがシェアされれば、口頭弁論期日の参加などもできると推測されるが、筆者が調査した限りでは、今までの先例もあまりなく、

(60) TMI・前掲注53) 12頁。

(61) (2021)湘0528民初2236号。

(62) 中国は2023年3月8日に「外国公文書の認証を不要とする条約」に加入したため、現時点においては当該メリットの意義がそれほど大きくない。

当該制度自身もあまり広く知られていない。しかるに、外国当事者に少しでも利便性を提供することができる点から、オンラインで越境立案ができること自体に注目する意味があろう。

五 おわりに

日本は、これからオンライン訴訟を推進する中で、将来は全般的なオンライン訴訟手続が実現するだろうと考えられる。ただし、その目標がいつまでに実現できるのかは、これから講ずるオンライン訴訟システムの利便性次第であるとする。弁護士などの士業者のみでなく、社会一般人にもオンライン訴訟システムが利用されることになるよう、より利便性が高いシステムが提供されることができれば、より普及率が高くなるだろう。確かに、すべての日本の裁判所を利用しようとする者が支障なくこのシステムを利用できるようになることまでを求めるのは極端であり、無理であると言えるかもしれないが、インターネットを利用する経験がある者であれば、オンライン訴訟システムを支障なく使用できることが目標とすべきであろう。そして、いくら利用しやすいシステムが講じられているとしても、社会一般に広く認識されないと意味がないので、裁判所や士業者が SNS や社会に流行しているメディア手段を活用して、ガイダンスのような録画などを拡散するとより認知度が向上することになるだろう。

最後に、IT は日々進化しており、オンライン訴訟システムもそれに応じて随時に進化する覚悟をもっていなければならない。これはシステム自体の更新のみでなく、利用者の日常生活に欠かせないスマートフォンアプリなどとの連携も無視することができない。当然、安全の面からオンライン訴訟システムの進化については慎重に検討しつつ、他国の実証結果を参照しながら進めていくことが重要であろう。

本稿は、中国のオンライン訴訟の一部の紹介にとどまっている。中国においては、日本のような学界の議論がそれほどないものの、実務上の経験が積み重ねられている。なお、各高級人民法院にシステム自体の区別があり、その区別や比較は次の機会に委ねることにする。